

みゆき園居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みゆき会が開設するみゆき園居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、居宅において要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。又、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称はみゆき園居宅介護事業所とする。

(事業所の所在地)

第4条 事業所の所在地は倉敷市幸町 8 - 2 7 とする

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業員の管理及び指定居宅介護支援の申込みにかかわる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理業務を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員（常勤職員 1 名）

介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する日、12 月 30 日から 12 月 31 日、1 月 2 日から 1 月 3 日を除く。

(2) 営業時間

午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。ただし、電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|----------------|--------------------|
| (1) | 利用者の相談を受ける場所 | 利用者宅及びみゆき園面談室 |
| (2) | 使用する課題分析票の種類 | 包括的自立支援プログラム |
| (3) | サービス担当者会議の開催場所 | 利用者宅・その他必要と認められる場所 |
| (4) | 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 1 回/月 以上 |

(指定居宅介護支援の内容)

第8条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画等の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者、その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の供与

(利用料その他費用の額)

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は介護報酬告示上の額とする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業実施地域を越えた地点から片道 1 キロメートルにつき 50 円を実費として徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 事業所の通常の事業の実施地域は、倉敷市内全域とする。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第11条 介護支援専門員は、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

(会計区分)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護支援事業の会計とその他の事業とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他の居宅介護支援の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、又業務体制を整備する。

(1) 岡山県社会福祉協議会が開催する研修

(2) その他、管理者が必要と判断した研修

2 事業所は、職員に対して、当事業所職員である期間及び退職後も正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことないよう指導教育を行う。

3 この規程に定める事項の他、事業所の運営に関する重要事項は社会福祉法人みゆき会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成12年3月1日より施行する。

この規程は平成19年12月1日より施行する。

この規程は平成28年6月1日より施行する。